

## 主な論点

### 1. 過剰貸付・多重債務の防止

- ① 量的規制のあり方と実効性(返済能力、貸付限度額、返済期間、最低返済額(率)等)
- ② 信用情報機関の活用と問題点(個人情報保護の観点を含む)
- ③ リボ取引のあり方
- ④ カウンセリングの活用と問題点
- ⑤ 広告・勧誘に対する規制のあり方

### 2. 契約・取立て等にかかる行為規制

(例)取立て規制、債務者や保証人に対する説明義務、等

### 3. 参入規制・監督手法等

- ① 参入規制のあり方
- ② 自主規制機能の強化
- ③ 監督ツールの充実
- ④ ヤミ金取締り等の対策
- ⑤ その他

### 4. カウンセリング、その他

- ① 事前予防型のカウンセリングと債務整理型の事後カウンセリングの強化

② 金銭教育

③ (制度改正により利便性が向上している)自己破産手続等の活用

## 5. 金利規制(刑事・民事)のあり方、グレーゾーンの取扱い

### (1) 考慮すべき論点

① 需要者側のニーズと実態(消費者と事業者の相違を含む)

② 供給者側(ひいては需要者側)への影響(ヤミ金融への流出論を含む)

③ リボ取引とグレーゾーン金利

### (2) 上限金利(刑事・民事)規制の意義(⇔自由金利論)

### (3) グレーゾーンを存置する場合の選択肢

① 現状維持

② みなし弁済要件の厳格化(貸付及び弁済時の義務等)

③ みなし弁済要件の緩和(要件の明確化・簡素化、電子化)

### (4) グレーゾーンを廃止する場合の選択肢

① 出資法金利を引き下げ、利息制限法金利に合わせる(一律、特定の貸付を適用除外、特定の貸付を対象)

② 利息制限法金利を引き上げ、出資法金利に合わせる(対象範囲)

③ 中間的な金利に一本化する(対象範囲)

※ 利息制限法での対応と貸金業規制法での対応の相違

※ 利息制限法の金額区分